

＝尼崎市職員労働組合との交渉状況＝

# 論 矣

令和4年度第6号  
通算第594号  
令和4年12月16日

尼崎市総務局  
人事管理部給与課

## — 期末・勤勉手当及び令和4年度給与改定等について —

### ◎日時・場所

令和4年11月11日（金）午後3時30分～午後5時（中央北生涯学習プラザ 学習室B・C）

### ◎今回の交渉の主な目的

令和4年10月28日に提出された2022年末一時金に関する要求書等に対する回答について、前回に引き続き協議を行った。

### ◎組合への提案・回答

（修正メモ）令和4年10月28日付け「2022年度賃金・労働条件に関する要求書」に [別紙1](#)  
に対する回答について

（修正メモ）会計年度任用職員の報酬改定について [別紙2](#)

### ◎具体的な交渉内容

#### 1 12月期期末手当及び勤勉手当について

組合の主張	当局の回答
一時金について、前回からの修正回答はないのか。	一時金については、修正回答はない。

#### 課題解決への方向性

当局は、12月9日に期末・勤勉手当の支給を予定している中で、回答期限である11月16日までに一定の判断を行うよう伝えた。

#### 2 令和4年度給与改定について

#### 協議の要旨

前回の交渉を受け、会計年度任用職員の報酬改定に関して修正回答を提示。当該修正内容を説明した後、具体的な協議を行った。

組合の主張	当局の回答
<p>会計年度任用職員の報酬改定について</p> <p>会計年度任用職員の報酬改定について、勤勉手当の引上げを踏まえた増額の修正回答が示されたことは評価する。一方で、適用日については修正が示されず、同じ市職員であるにもかかわらず、常勤職員と異なる取扱いのままであるのは、大変不満である。4月1日からの遡及適用ができないというのであれば、せめて12月1日からの適用とはできないのか。</p>	<p>前回の交渉を受けて、「増は勤勉手当、減は期末手当」というのが近年の人事院勧告の傾向であるため、会計年度任用職員には一時金の増が反映されないことについては、やはり問題であるとの結論に至り、勤勉手当の増分を報酬月額に割り振るという手法により、修正回答をお示しさせていただいた。これが最大限の修正であり、この内容でご判断いただきたい。</p>
<p>勤勉手当の増に対応したことについては、評価すると言っている。問題は適用日であり、報酬については今回が会計年度任用職員制度移行後最初の改定となることを踏まえ、これまでのルールを適用するのではなく、新たにルールを策定して対応すればよいのではないのか。</p>	<p>会計年度任用職員も人事院勧告に準拠するが、その反映は当年度ではなく次年度からと確認させていただいたが、これは期末手当だけでなく報酬も同様であると説明させていただいたところであり、報酬のみ実施時期を変える考えはない。</p>
<p>報酬と期末手当を一体的に考えるのは理解できないわけではないが、組合としては、昨年度の対応も、不利益遡及禁止の観点に基づくものに過ぎないと考えている。これまでも実施時期については議論してきたところであり、今回の改定においても前向きな対応を求める。</p>	<p>会計年度任用職員においては、あらかじめ労働条件を通知して任用していることなどを踏まえ、人事院勧告の反映時期については常勤職員と異なるものとしている。今回のような増改定では、反映時期の遅れを不利に感じるかもしれないが、減改定でも同様に遅らせることになるため、トータルで見れば決して不利な取扱いではなく、ご理解いただきたい。</p>
<p>特別措置額の計上に条件が付されているが、これはどういう意味なのか。組合との協議なしに、特別措置額を廃止することを前提とするものか。</p>	<p>今回の修正の趣旨は、会計年度任用職員に対しては勤勉手当を支給することができないことを前提に、特別措置額として報酬月額に勤勉手当増分を割り振ることにより、今般の勤勉手当引上げをなんとか反映させる点にある。そうしたことから、仮に勤勉手当を支給することが可能となった場合には、前提が変更されたものとして、特別措置額を廃止することになるが、その際は事前に協議させていただくことになる。</p>
<p>特別措置額の計算方法は。</p>	<p>簡単にいうと、期末手当に0.1月分を加算したと仮定して算出される年収を、実際の期末手当の支給月数をベースとして割り戻すことにより算出したものである。</p>

<p>非常勤行政事務員に対しても、同様の対応がなされるということによいか。</p>	<p>同様の対応をお示しする予定である。</p>
<p>現行の非常勤事務補助員の報酬イメージでは、8年目までしか示されていない。今後、上限に到達する職員が出てくるのは明白であり、上限を引き上げる考えはないのか。</p>	<p>上限の引上げは、将来負担の増に直結するだけでなく、職務・職責の変動を意味することになるが、現状、そういった変動があるとまでは思えない。今回は、組合の意見として聞いておくにとどめさせていただく。</p>
<p><b>技能労務職給料表3級最高号給問題について</b></p> <p>技能労務職給料表適用者においては、55歳に到達していないにもかかわらず、3級最高号給に到達している者が非常に多くいる。これは、人事評価で高い評価を受けた場合でさえも昇給しないなど、非常に大きな問題である。現業評議会との交渉でも問題提起があったと思うが、当局の見解はどうか。</p>	<p>本件の解決策の一つに4級である作業長への昇格が考えられることと関連して、先日の現業評議会との交渉において調理師には作業長ポストがないことについて問題提起がなされた。この点について、原局とも調整する中で、学校給食調理師については、作業長としての職務・職責が整理できるかどうかを含め、支部での協議をする余地があると考えており、こうした観点からも解決に向けて協議していきたい。</p>
<p>技能労務職給料表導入時に約束した内容が反故にされている以上、まずはその解決を図るのが筋である。給料表導入後に様々な状況の変化があったかもしれないが、それと労使間の確認事項を守らないのは別問題であり、行政職給料表に戻すか、技能労務職員の採用再開のどちらかを直ちに示すべきである。</p>	<p>当局も課題認識はあるものの、単に行政職給料表に戻すといった対応をとることは難しい。現在のところ転職制度により行政職給料表の適用としていくことが解決策と考えており、引き続きできることから課題解決を図っていきたい。</p>
<p>課題は山積している。技能労務職給料表は本市独自の給料表であることも踏まえ、号給の継ぎ足しや作業長に関わらない4級格付けを行うなど、より迅速な解決を図っていただきたい。</p>	<p>当局としても課題として認識しているところであり、財政状況は依然として不安定な中、できることには限りがあるが、前を向いて労使ともに知恵を絞りながら協議していきたい。</p>
<p>当局はことあるごとに課題があり、協議をしていきたいと言うが、結果を見ると何も進んでいないではないか。</p>	<p>先ほど申し上げた転職について言えば、配置先の工夫や事務・技術学び期間の評価方法の見直しなど、少しずつではあるかもしれないが、改善を図ってきている。今後も引き続き、技能労務職員の将来像を踏まえて協議を進めていきたい。</p>

<p>交渉時間には限りがある中で、今回、あえて3級最高号給到達問題を重点的に言及しているのは、それだけ組合員の思いが強いというだけでなく、財政負担の面からも号給の継ぎ足し等の対応は可能ではないかという思いがあるからであるが、なぜ当局はこうした対応に否定的であるのか。</p>	<p>本市の給料表については国に比べて号給数が多いと県から指摘を受けている中、国の行政職俸給表(二)よりも号給数が多い技能労務職給料表について、号給を更に継ぎ足すことは困難である。</p>
---	--

#### 課題解決への方向性

当局は、12月上旬に給与改定差額の支給を予定している中で、回答期限である11月16日までに一定の判断を行うよう伝えた。

### 3 令和4年度賃金・労働条件に関する要求書に対する回答について

#### 協議の要旨

前回の交渉を受け、争点となっていた項目に関して修正回答を提示。当該修正内容を説明した後、具体的な協議を行った。

組合の主張	当局の回答
<p><b>投票所における執務環境について</b></p> <p>回答の修正が示されたが、現状において労働安全衛生法違反があることを認めると認識でよいか。</p>	<p>一部の投票所においては、そのような状況に至っている可能性はあると認識している。</p>
<p>この修正回答の作成に当たって、選挙管理委員会事務局とは調整しているのか。投票所の環境は、一向に改善されないと認識しているのであるが。</p>	<p>今回に限らず、回答作成に当たっては選挙管理委員会事務局とも調整しており、交渉での意見もその都度伝えているところである。かねてからの組合意見を受け、投票所全体に占める体育館の割合も減少傾向にあり、今後も改善に努めていきたい。</p>
<p>開明庁舎における期日前投票所と当日投票所の共用実施は改めていただきたい。投票日当日に、投票区外の有権者が多数来場することへの対応など、現場の負担は増すばかりである。</p>	<p>組合の意見は、原局に伝えておく。</p>
<p><b>人事評価者の育成と体制整備について</b></p> <p>絶対評価は前年と同じであるにもかかわらず、相対評価は下がるということが頻繁に見受けられる。評価者の甘辛が影響していると思うが、そうであれば調整機能を持つ企画管理課機能を強化すべきではないのか。</p>	<p>どうしても評価者ごとの甘辛は生じてしまうため、少しでもこれを解消することをねらいとして、今年度は、人材育成担当から全調整者にメールを送付し、改めて制度理解の醸成を図ったところである。こうした取組を通じて、きちんと調整がなされるよう努めていきたい。</p>

現状、異議申立ては絶対評価時に限られ、相対評価時にはできない仕組みとなっている。相対評価の時点でもできるように見直す考えはないのか。	まずは評価者が絶対評価をきっちりしていくことが先決であると考えます。
<b>勤務配慮が必要な職員の支援について</b> 学校現場において、人工透析を行っている職員が作業長の配置されている学校に配置されているが、作業長は各地域を統括する役割を担っているため学校から離れることが多いことも踏まえ、派遣職員を配置していただきたい。	組合の意見は、原局に伝えておく。
身体上の理由により調理業務が困難となった調理師について、調理業務以外の技能労務職場に配置することはできないのか。	基本的にはそういった理由による配置はしていないものである。

**課題解決への方向性**

引き続き協議していくこととした。

**4 育児休業をした期間の昇格における取扱いの見直しについて**

組合の主張	当局の回答
職員にとっては前向きな制度改正であることに鑑みて、合意の方向でまとめる考えである。	よろしくお願ひしたい。

**課題解決への方向性**

組合はこれまでの協議・交渉を踏まえ、一定の判断を行うこととした。

**5 マイナンバーカード交付窓口の勤務体制について**

組合の主張	当局の回答
前回の交渉でも確認したが、支部での協議を尊重する姿勢に変わりないか。	そのとおりである。

**課題解決への方向性**

組合はこれまでの協議・交渉を踏まえ、一定の判断を行うこととした。

## 6 その他

組合の主張	当局の回答
<p data-bbox="199 295 518 331">執務場所の移動について</p> <p data-bbox="199 340 801 622">昨年度に行われた無計画な執務場所の移動により、一部の所属においては、職員に多大な苦勞を強いた上に、市民の利便性も損なわれている。今年度も同様の懸念があるが、同じことが起こらないように、執務場所の移動については一定のルールを設けていただきたい。</p>	<p data-bbox="849 340 1289 376">組合の意見は、原局に伝えておく。</p>

以上  
(給与課)

令和4年10月28日付け「2022年度賃金・労働条件に関する要求書」に対する回答について（メモ）

R4.11.11

令和4年11月7日付け「令和4年10月28日付け「2022年度賃金・労働条件に関する要求書」に対する回答について」における「6 諸手当の改善について」の「(5) 特殊勤務手当」の⑦の回答について、次のとおり修正する。

組 合 要 求	回 答
6 諸手当の改善について (5) 特殊勤務手当 ⑦ 選挙事務従事にかかる投票所と期日前投票所の共用実施を行わないこと。また、空調等の整備が不十分な投票所従事者に対し、労働安全衛生法不履行の観点に基づき不快手当を新設し割増手当を支給すること。	⑦ 期日前投票所については、市民サービスへの影響等を踏まえると、直ちに場所や数の見直しを行うことは現実的に難しいが、引き続き、投票率の向上策なども含め、必要に応じて検討を行っていく。また、選挙事務については、投票日前日の準備作業、当日の投開票事務いずれにおいても特殊勤務手当を支給しているが、各投票所に係る個別の事情によって、職場環境や選挙事務の程度等に差が生じていることに対しては改善に努めていきたい。

以 上  
(給与課)

組 合 要 求	回 答
<p>6 諸手当の改善について</p> <p>(5) 特殊勤務手当</p> <p>⑦ 選挙事務従事にかかる投票所と期日前投票所の共用実施を行わないこと。また、空調等の整備が不十分な投票所従事者に対し、労働安全衛生法不履行の観点に基づき不快手当を新設し割増手当を支給すること。</p>	<p>⑦ 期日前投票所については、市民サービスへの影響等を踏まえると、直ちに場所や数の見直しを行うことは現実的に難しいが、引き続き、投票率の向上策なども含め、必要に応じて検討を行っていく。また、選挙事務については、投票日前日の準備作業、当日の投開票事務いずれにおいても特殊勤務手当を支給しているが、各投票所に係る個別の事情によって、職場環境や選挙事務の程度等に差が生じることは一定やむを得ないものと考えている。</p>



## 会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）

R4.11.11

令和4年11月7日付け「会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）」における「1 改定内容」について、次のとおり修正する。

## 1 改定内容

## (1) 非常勤事務補助員

非常勤事務補助員の報酬について、次の報酬月額イメージのとおり改定する。

採用時 年齢 (歳)	本市非常勤事務補助員としての経験年数	右記以外の業務				じんかい収集業務			
		現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
		報酬月額 (円)	報酬月額 (円)			報酬月額 (円)	報酬月額 (円)		
18.19.20	→ 1年目	145,420	149,380	3,960	2.72	170,500	174,240	3,740	2.19
21.22.23	→ 2年目	146,520	150,480	3,960	2.70	171,930	175,780	3,850	2.24
24以上	→ 3年目	147,620	151,580	3,960	2.68	173,470	177,210	3,740	2.16
	4年目	148,720	152,680	3,960	2.66	175,010	178,750	3,740	2.14
	5年目	149,930	153,890	3,960	2.64	176,440	180,180	3,740	2.12
	6年目	151,140	155,100	3,960	2.62	177,980	181,720	3,740	2.10
	7年目	152,240	156,200	3,960	2.60	179,410	183,260	3,850	2.15
	8年目～	153,340	157,300	3,960	2.58	180,950	184,690	3,740	2.07

ただし、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるようになるまでの間に限り、次のとおりの特別措置額（※改定後報酬月額の内数）を計上する。

採用時 年齢 (歳)	本市非常勤事務補助員としての経験年数	右記以外の業務					じんかい収集業務				
		現行	改定後		改定額	改定率	現行	改定後		改定額	改定率
		報酬月額 (円)	報酬月額 (円)	特別措置額 (円)			報酬月額 (円)	報酬月額 (円)	特別措置額 (円)		
18.19.20	→ 1年目	145,420	150,420	1,040	5,000	3.44	170,500	175,450	1,210	4,950	2.90
21.22.23	→ 2年目	146,520	151,530	1,050	5,010	3.42	171,930	177,010	1,230	5,080	2.95
24以上	→ 3年目	147,620	152,640	1,060	5,020	3.40	173,470	178,450	1,240	4,980	2.87
	4年目	148,720	153,750	1,070	5,030	3.38	175,010	180,000	1,250	4,990	2.85
	5年目	149,930	154,960	1,070	5,030	3.35	176,440	181,440	1,260	5,000	2.83
	6年目	151,140	156,180	1,080	5,040	3.33	177,980	182,990	1,270	5,010	2.81
	7年目	152,240	157,290	1,090	5,050	3.32	179,410	184,540	1,280	5,130	2.86
	8年目～	153,340	158,400	1,100	5,060	3.30	180,950	185,980	1,290	5,030	2.78

## (2) 非常勤OB事務員

非常勤OB事務員の報酬について、次のとおり改定する。

現行	改定後	改定額	改定率
報酬月額 (円)	報酬月額 (円)		
133,300	136,700	3,400	2.55

ただし、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるようになるまでの間に限り、次のとおりの特別措置額（※改定後報酬月額の内数）を計上する。

現行	改定後		改定額	改定率
	報酬月額 (円)	特別措置額 (円)		
133,300	138,660	960	5,360	4.02

以上  
(給与課)

参考

会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）

R4.11.7

1 改定内容

(1) 非常勤事務補助員

非常勤事務補助員の報酬について、次の報酬月額イメージのとおり改定する。

採用時 年齢 (歳)	本市非常勤事 務補助員とし ての経験年数	右記以外の業務				じんかい収集業務			
		現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
		報酬月額 (円)	報酬月額 (円)			報酬月額 (円)	報酬月額 (円)		
18.19.20	→ 1年目	145,420	149,380	3,960	2.72	170,500	174,240	3,740	2.19
21.22.23	→ 2年目	146,520	150,480	3,960	2.70	171,930	175,780	3,850	2.24
24以上	→ 3年目	147,620	151,580	3,960	2.68	173,470	177,210	3,740	2.16
		4年目	148,720	152,680	3,960	2.66	175,010	178,750	3,740
	5年目	149,930	153,890	3,960	2.64	176,440	180,180	3,740	2.12
	6年目	151,140	155,100	3,960	2.62	177,980	181,720	3,740	2.10
	7年目	152,240	156,200	3,960	2.60	179,410	183,260	3,850	2.15
	8年目～	153,340	157,300	3,960	2.58	180,950	184,690	3,740	2.07

(2) 非常勤OB事務員

非常勤OB事務員の報酬について、次のとおり改定する。

現行	改定後	改定額	改定率
報酬月額 (円)	報酬月額 (円)		
133,300	136,700	3,400	2.55

2 適用日

令和5年4月1日

3 諾否期限

令和4年11月16日

以上  
(給与課)

## ◎妥結事項

11月7日及び11日の2回にわたる交渉の結果を受け、次の項目について妥結に至った。

### 1 期末・勤勉手当の支給 [支給日：令和4年12月9日]

	期末手当	勤勉手当	合計
定年前職員	1.200月	1.050月	2.250月
再任用職員	0.675月	0.500月	1.175月

### 2 常勤職員の給与改定 [令和4年4月1日適用]

#### (1) 給料表

行政職給料表について、令和4年11月7日付けメモのとおり改定する。

#### (2) 生活補給金基準額

給料表の改定に伴い、行政職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

年齢	現行	改定後	引上額
30歳	219,600円	221,800円	2,200円
31歳	225,100円	226,900円	1,800円
32歳	230,700円	231,700円	1,000円
33歳	236,500円	237,400円	900円
34歳	242,500円	243,400円	900円
35歳	249,000円	249,700円	700円
36歳	255,100円	255,100円	0円
37歳	261,700円	261,700円	0円
38歳	267,600円	267,600円	0円
39歳	273,100円	273,100円	0円
40歳以上55歳未満	278,000円	278,000円	0円

### 3 会計年度任用職員の報酬改定 [令和5年4月1日実施]

#### (1) 非常勤事務補助員

採用時 年齢 (歳)	本市非常勤事務補助員としての経験年数	右記以外の業務				じんかい収集業務			
		現行	改定後	改定額	改定率	現行	改定後	改定額	改定率
		報酬月額 (円)	報酬月額 (円)			報酬月額 (円)	報酬月額 (円)		
18.19.20	→ 1年目	145,420	149,380	3,960	2.72	170,500	174,240	3,740	2.19
21.22.23	→ 2年目	146,520	150,480	3,960	2.70	171,930	175,780	3,850	2.24
24以上	→ 3年目	147,620	151,580	3,960	2.68	173,470	177,210	3,740	2.16
	4年目	148,720	152,680	3,960	2.66	175,010	178,750	3,740	2.14
	5年目	149,930	153,890	3,960	2.64	176,440	180,180	3,740	2.12
	6年目	151,140	155,100	3,960	2.62	177,980	181,720	3,740	2.10
	7年目	152,240	156,200	3,960	2.60	179,410	183,260	3,850	2.15
	8年目～	153,340	157,300	3,960	2.58	180,950	184,690	3,740	2.07

ただし、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるようになるまでの間に限り、次のとおりの特別措置額（※改定後報酬月額の内数）を計上する。

採用時 年齢 (歳)	本市非常勤事 務補助員とし ての経験年数	右記以外の業務					じんかい収集業務				
		現行	改定後		改定額 (円)	改定率 (%)	現行	改定後		改定額 (円)	改定率 (%)
		報酬月額 (円)	報酬月額 (円)	特別措置額 (円)			報酬月額 (円)	報酬月額 (円)	特別措置額 (円)		
18.19.20 →	1年目	145,420	150,420	1,040	5,000	3.44	170,500	175,450	1,210	4,950	2.90
21.22.23 →	2年目	146,520	151,530	1,050	5,010	3.42	171,930	177,010	1,230	5,080	2.95
24以上 →	3年目	147,620	152,640	1,060	5,020	3.40	173,470	178,450	1,240	4,980	2.87
	4年目	148,720	153,750	1,070	5,030	3.38	175,010	180,000	1,250	4,990	2.85
	5年目	149,930	154,960	1,070	5,030	3.35	176,440	181,440	1,260	5,000	2.83
	6年目	151,140	156,180	1,080	5,040	3.33	177,980	182,990	1,270	5,010	2.81
	7年目	152,240	157,290	1,090	5,050	3.32	179,410	184,540	1,280	5,130	2.86
	8年目～	153,340	158,400	1,100	5,060	3.30	180,950	185,980	1,290	5,030	2.78

(2) 非常勤OB事務員

現行	改定後	改定額 (円)	改定率 (%)
報酬月額 (円)	報酬月額 (円)		
133,300	136,700	3,400	2.55

ただし、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるようになるまでの間に限り、次のとおりの特別措置額（※改定後報酬月額の内数）を計上する。

現行	改定後		改定額 (円)	改定率 (%)
	報酬月額 (円)	特別措置額 (円)		
133,300	138,660	960	5,360	4.02

4 育児休業をした期間の昇格における取扱いの見直し [令和5年4月1日実施]

1級から2級又は2級から3級への昇格に係る必要在級年数の算定に当たって、現行においては育児休業をした期間を除算することとしているが、同期間を除算しないものに改める。

<参考>

嘱託労組との妥結事項

1 期末手当の支給 [支給日：令和4年12月9日]

令和4年12月1日に在職する者に、期末手当として1.2月分を支給する。

2 非常勤行政事務員の報酬改定 [令和5年4月1日実施]

	採用基準学歴			本市行政事務 員として の経験年数	現行	改定後		改定額 (円)	改定率 (%)	
	高卒	短卒	大卒		報酬月額 (円)	報酬月額 (円)	特別措置額 (円)			
採用 時 年 齢 ( 歳)	18. 19. 20	-	-	→	1年目	149,410	154,120	14,970	4,710	3.15
	21. 22. 23	-	-	→	2年目	154,250	158,990	15,440	4,740	3.07
	24以上	20. 21. 22	-	→	3年目	159,820	164,350	15,960	4,530	2.83
	-	23. 24. 25	-	→	4年目	165,510	169,960	16,510	4,450	2.69
	-	26. 27. 28	22. 23. 24	→	5年目	171,450	175,560	17,050	4,110	2.40
	-	29以上	25. 26. 27	→	6年目	176,650	180,560	17,540	3,910	2.21
	-	-	28. 29. 30	→	7年目	181,250	185,180	17,980	3,930	2.17
	-	-	31. 32. 33	→	8年目	185,860	189,810	18,430	3,950	2.13
	-	-	34. 35. 36	→	9年目	190,210	194,200	18,860	3,990	2.10
	-	-	37以上	→	10年目	194,090	198,220	19,250	4,130	2.13
備考 採用基準学歴とは、それぞれの職において必要とされる学歴のことをいう。					11年目	198,080	202,120	19,630	4,040	2.04
					12年目	201,720	205,770	19,980	4,050	2.01
					13年目	205,350	209,430	20,340	4,080	1.99
					14年目	208,740	212,840	20,670	4,100	1.96
					15年目	211,520	215,280	20,910	3,760	1.78
					16年目	213,820	217,470	21,120	3,650	1.71
					17年目	216,000	219,540	21,320	3,540	1.64
					18年目	218,300	221,610	21,520	3,310	1.52
					19年目	220,240	223,320	21,690	3,080	1.40
					20年目	222,300	224,780	21,830	2,480	1.12
					21年目	223,510	226,000	21,950	2,490	1.11
					22年目	224,840	227,090	22,050	2,250	1.00
					23年目	226,170	228,430	22,180	2,260	1.00
					24年目	227,020	229,290	22,270	2,270	1.00
					25年目	228,350	230,260	22,360	1,910	0.84
					26年目	229,810	231,240	22,460	1,430	0.62
					27年目	230,650	232,090	22,540	1,440	0.62
					28年目～	231,500	232,940	22,620	1,440	0.62

※ 特別措置額の計上については、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるようになるまでの間に限る。